

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊

(Flexible Remote Access)

第1章 総則

(適用)

第1条 Smart Data Platformサービス利用規約共通編(以下、「共通編」といいます。(https://ecl.ntt.com/kiyaku))の第1条(本規約の目的)第1項に規定する別冊として、当社はこの別冊(当社のサービスサイト(https://sdpf.ntt.com/)に掲載するドキュメント等に定める内容を含みます。)を定め、共通編に加えてこの別冊(以下、合わせて「本規約」といいます。)により第2条に定めるFlexible Remote Accessを提供します。

(用語の定義)

第2条 この別冊においては、次の用語をそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
Flexible Remote Access	別紙に定義するサービス
提携事業者	1 Flexible Remote Accessの全部又は一部を構成する機器・設備又はサービスを当社に供給する事業者 2 Flexible Remote Accessの提供の全部又は一部を当社が委託した場合の当該業務受託事業者(以下、「再委託先」といいます。) 3 別紙において別の定めがある場合は、それらを含みます。
料金月	1の暦月の起算日(当社がFlexible Remote Accessに係る契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間

第2章 契約

(最低利用期間)

第3条 Flexible Remote Accessには、共通編第10条(最低利用期間)に規定する最低利用期間はありません。

(承諾の限界)

第4条 当社は、契約者から利用内容の変更等の請求があった場合に、その請求を承諾することが困難なとき又は当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この別冊において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第3章 利用中止等

(利用中止)

第5条 当社は、共通編第16条(利用中止)第1項のほか、次の場合には、Flexible Remote Accessの全部又は一部の利用を中止することがあります。

- (1) 当社が計画工事を行うとき。
- (2) 提携事業者の都合、事業休止又はその他の理由により、Flexible Remote Accessの全部又は一部の提供が困難となったとき。

第4章 料金等

(料金の支払義務)

第6条 契約者は、その契約に基づいて当社がFlexible Remote Accessの提供を開始した日を含む料金月の初日から起算して、Flexible Remote Accessの提供を終了した日を含む料金月までの期間について、料金の支払いを要します。

(工事費の支払義務)

第7条 Flexible Remote Accessの工事費の支払いについては別紙に規定するものとします。

第5章 データの取扱い

(データに関する責任)

第8条 当社は、共通編第24条(データの取扱)第1項のほか、Flexible Remote Accessの利用により生成、提供又は伝送されたデータ(コンテンツを含みます。以下、「生成等データ」といいます。)が滅失、毀損若しくは漏洩した場合又は滅失、毀損、漏洩その他の事由により本来の利用目的以外に使用された場合、これにより契約者又は第三者に発生した直接あるいは間接の損害について、原因の如何を問わず責任を負わないものとします。

- 2 生成等データについては、当社はその内容等について保証を行わず、また、それに起因する損害についても責任を負わないものとします。

(データのバックアップ)

第9条 当社は、共通編第25条(データの利用)第3項のほか、契約者データ及び生成等データについて次のとおり取り扱います。

- (1) 当社は、契約者データ及び生成等データのバックアップは行いません。
- (2) 当社は消去された契約者データ及び生成等データの修復はしません。

第6章 雑則

(不可抗力)

第10条 当社は、天災、事変、パンデミック、エピソードその他の非常事態が発生し、又は発生のおそれがある場合に、当社が講じた措置により契約者又は第三者に損害が生じたときは、その損害が当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。

(契約者の義務)

第11条 当社は、共通編第32条(契約者の義務)に定めるほか、次に掲げる禁止事項に抵触すると当社が判断した場合には、契約者の義務違反があるものとして取り扱います。

- (1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為
 - (2) 当社が必要に応じ書類その他の媒体の提出を求めた場合において、故意に虚偽の内容を含むものを提出する行為
 - (3) 他人の知的財産権(特許権、実用新案、著作権、意匠権、商標権等)その他の権利を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - (4) 他人の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害する行為又は侵害するおそれのある行為
 - (5) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉若しくは信用を毀損する行為
 - (6) 詐欺又は業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発若しくは扇動する行為
 - (7) わいせつ、児童ポルノ若しくは児童虐待にあたる画像若しくは文書等を送信し、又は掲載する行為
 - (8) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく若しくは結びつくおそれの高い行為又は未承認医薬品等の広告を行う行為
 - (9) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (10) 本人の同意を得ること無く不特定多数の者に対し、商業的宣伝若しくは勧誘の電子メールを送信する行為
 - (11) 他人が嫌悪感を抱く又はそのおそれのある電子メールを送信する行為
 - (12) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える、又は与えるおそれのある行為
 - (13) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
 - (14) あらかじめ当社の承諾無く、Flexible Remote Accessを不特定の第三者に利用させる行為(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。)第29条第1項第10号に規定する卸電気通信役務として当社から提供を受ける場合を除きます。)
 - (15) ID、パスワード、その他個人若しくは法人に属する情報をWebサイト若しくは電子メール等を利用する方法により、その情報が属する個人若しくは法人の錯誤等により意図に反して取得する行為又はそのおそれのある行為
 - (16) ふくそうを発生させることによりFlexible Remote Accessを利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える、又は与えるおそれのある様態において通信を行う行為(この場合において、当社がその行為を認知したときは、利用の公平性を確保するため、その通信を行う回線を検知し、その回線の通信速度を制限します。)
 - (17) その他、公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害すると当社が判断する行為
 - (18) 前各号に明示されたもののほか、法令(主務官庁の諮問等に基づき取りまとめられたガイドラインを含みます。)に反する行為又は前各号に類する行為
- 2 契約者は、Flexible Remote Accessを契約名義人以外の第三者が利用する場合、又はFlexible Remote Accessの利用に契約者の要請に基づく第三者が関係する場合には、本規約上の契約者の義務を当該第三者にも順守させるものとします。また、当該第三者による義務違反については、契約者が責任を負うものとします。
 - 3 前項の規定は、契約者又は第三者によるFlexible Remote Accessの利用に関係してハードウェア又はソフトウェアが自動

的・自律的に行う通信についても、同様とします。

- 4 当社は、本規約上の契約者の義務違反があったと判断した場合は、契約者に対し、当該行為を中止していただくよう通知することがあります。

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、契約者がFlexible Remote Accessに係る契約に基づき支払う料金等のうち、利用料金を料金月に従って計算します。この場合、当社は別紙に別段の定めがない限り、協定世界時を用いて計算します。
- 2 1の料金月の料金は、その料金月に発生した利用料金を合算して請求します。
- 3 当社は、Flexible Remote Accessに係る料金を日割りしません。
- 4 利用料金については、当社は、特別の事情がある場合は、1の規定にかかわらず、2以上の料金月分まとめて計算し、それらの料金月のうち最終料金月以外の料金については、それぞれ概算額とすることがあります。この場合の精算は、最終料金月において行います。
- 5 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 6 別段の定めがない限り、当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 7 契約者は、当社が定める期日までに、当社が指定する方法により料金等を支払っていただきます。
- 8 料金等は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- 9 当社は、当社に特別の事情がある場合は、通則7及び8の規定にかかわらず、契約者の同意を得て、2以上の料金月分の料金等を当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(過払い金の相殺)

- 10 当社は、過払い金が発生したときは、それ以降の料金月の料金等でその過払い金を相殺して返還することがあります。

(前受金)

- 11 当社は、料金等について契約者が希望する場合には、利息を付さないことを条件として、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(消費税相当額の加算)

- 12 本規約により支払を要するものと定められている料金等の額は、当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com/>)に掲載する料金表(以下、「Web料金表」といいます。)に定める額(税抜価格(消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。))に基づき計算された額とします。)に消費税相当額を加算した額とします。
- 13 通則12の算定方法により、支払いを要することとなった額は、Web料金表に表示された額(税込価格(消費税相当額を加算した額とします。以下、同じとします。))の合計と異なる場合があります。
- 14 関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

(料金等の臨時減免)

- 15 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、本規約の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
- 16 当社は料金等の減免を行ったときは、契約者にその旨を通知します。

別紙 リモートアクセス提供条件等

1 サービス一覧

サービス	内容
Flexible Remote Access	SDPFサービスの1つであって、クラウド、データセンタ又はVPN等へのリモートアクセス機能等を提供するサービス

2 提供条件等

(1) Flexible Remote Access

A 提供条件

(A) 用語の定義

用語	用語の意味
最大接続ID数	契約者が申込みFlexible Remote Accessに係るID数であって、1のFlexible Remote Accessに係る契約ごとにFlexible Remote Accessに接続できる最大のID数

(B) リモートアクセス機能に係る条件

- a 当社は、Flexible Remote Accessを日本法人である者に限り提供します。
- b 契約者は、Flexible Remote Accessの利用に係る端末を、当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com>)に掲載する技術基準等に適合するよう維持していただきます。
- c 契約者がFlexible Remote Accessを海外で利用する必要が生じたときは、共通編第32条(契約者の義務)第7項から第10項までに従い必要な措置を行うものとします。
- d 当社は、当社のサービスサイト(<https://sdpf.ntt.com>)に掲載する内容に係るログレポート機能を提供します。この場合において、ログレポート機能の内容については保証をしないものとし、ログレポート機能の利用に起因する契約者又は第三者の損害について、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、責任を負いません。
- e 当社は、Flexible Remote Accessをベストエフォート(通信速度を確保しないことをいいます。)として提供します。

(C) 最大接続ID数及びメニューに係る条件

- a 当社は、最大接続ID数に応じてメニューを定め、メニューに応じて1ID当たりの月額定額料金を定めます。
- b メニューをまたぐ最大接続ID数の変更はできません。
- c 最大接続ID数の変更があった場合は、その最大接続ID数の変更が完了した時点から適用します。
- d Flexible Remote Accessの提供に係る設備又はシステム等の一部が正常に機能しなくなった場合において、当社は、Flexible Remote Accessの提供を継続するため、その設備又はシステム等の機能を部分的に停止又は制限する措置をとることがあります。
- e dの措置の間、契約者は、Flexible Remote Accessへ接続できる最大のID数が、最大接続ID数の半数となる場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。
- f 当社は、天災、事変、パンデミック、エピソードその他の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合であって、当社がFlexible Remote Accessを提供するために必要な設備に余裕がないときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、Flexible Remote Accessに係る最大接続ID数等の申込み(変更申込みを含みます。)を承諾しないことがあります。

B 料金算定方法

- (A) Flexible Remote Accessに係る利用料金は、1の契約IDごとに利用料金の額を合算して適用します。
- (B) Flexible Remote Accessに係る利用料金の額は、別段の定めがない限り、1の料金月において次表に掲げる算定方法及びWeb料金表に基づき、算出されるものとします。

区分	内容
料金種別 月額固定	<p>1 利用時間にかかわらず、最大接続ID数に、Web料金表に規定する1ID当たりの月額定額料金(その最大接続ID数が属するメニューのものに限り)を乗じたものを月額料金として適用します。なお、月額固定料金は日割りしません。</p> <p>2 1の料金月においてFlexible Remote Accessに係る最大接続ID数の変更があった場合は、当社は、その料金月において最大となる最大接続ID数にWeb料金表に規定する1ID当たりの月額定額料金(その最大接続ID数が属するメニューのものに限り)を乗じたものを月額料金として適用します。</p>

- (C) 当社は、Flexible Remote Accessに係る料金については、料金表通則第1項にかかわらず日本時間(JST)を用いて計算します。
- (D) 契約者は、Flexible Remote Accessの利用開始の日を含む料金月の翌料金月から起算して、Flexible Remote Accessの利用終了の日を含む料金月までの支払いを要します。
- (E) 1の料金月において利用開始と利用終了があった場合は、契約者は、利用終了の日を含む料金月として支払いを要します。
- (F) 当社は、Flexible Remote Accessの工事費をWeb料金表において定めます。